

岐阜県県民ふれあい会館評価員会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県県民ふれあい会館評価員会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 会議は、次の事項に係る意見聴取を行うことを目的とする。

- 一 各年度における指定管理者の管理運営実績に対する評価
- 二 指定管理者が岐阜県に提出した次年度の事業計画書の適否

(組織)

第3条 会議は、6人以内の評価員をもって組織する。

- 2 評価員は外部有識者等から選任し、文書によりその就任を依頼する。

(任期)

第4条 評価員の任期は2年とする。ただし、補欠の評価員の任期は、前任者の残任期間とする。評価員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 会議は、年2回以上開催することとし、事務局が招集する。

(評価事項)

第6条 第2条第1号に規定する指定管理者の管理運営実績に対する評価の事項は、以下のとおりとする。

- 一 管理基準の充足状況
- 二 設置目的の達成状況
- 三 公共性の確保の状況
- 四 経営状況
- 五 派生的効果
- 六 その他事務局が必要と認めること

(議事要旨)

第7条 会議の議事については、次の事項を記載した議事要旨を作成する。

- 一 会議の開催日時及び場所
- 二 評価員の現在数、会議に出席した評価員の数及び氏名
- 三 議題
- 四 発言者及び発言の内容

(会議等の公開)

第8条 会議は、原則として公開する。ただし、特段の事情により、会議を非公開とする場合は、その理由を明示するとともに、議事要旨を原則として公開する。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。